

# 10月から国保の給付内容が一部変わりましたが



◆年金受給者の皆さんへ  
現況届による生存確認の方法が変わります

◆国民年金保険料を納めた方へ  
納めた保険料はすべて社会保険料控除の対象になります

保険税は国保の大切な財源です。期日までに必ず納めましょう！

**出産育児一時金が引き上げられました**

被保険者が、平成18年10月1日以降出産したとき受けられる出産育児一時金が、30万円から35万円に引き上げられました。

また、被保険者が亡くなられたとき、葬儀を行った人に対しても葬祭費3万円が支給されますが、これは変更ありません。

**人工透析が必要な上位所得者の自己負担額が引き上げられました**

慢性腎不全で人工透析を要する方の、1か月の自己負担額は1万円までとされていましたが、上位所得者（※1）については、自己負担額が2万円に引き上げされました。

**70歳未満の方の医療費の自己負担限度額が引き上げられました**

## 70歳未満の方

◆9月まで

上位所得者 ※1	139,800円 + (医療費 - 466,000円) × 1% ※2 [77,700円]
一般	72,300円 + (医療費 - 241,000円) × 1% [40,200円]
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 [24,600円]

◆10月から

上位所得者 ※1	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% ※2 [83,400円]
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円]
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 [24,600円]

※1 基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯（9月までは670万円）  
※2 [ ] 内の金額は、過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の限度額

なお、加給年金を受給されている方には、「生計維持確認書」の提出が、障害基礎年金を受給されている方には、「診断書」の提出が必要です。

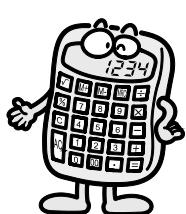
- ・外国人（外国人登録）の方
- ・外国人に居住している方
- ・社会保険庁で保有している本人基本情報と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が相違し、住民票コードの収録ができるない方

ただし、次の方は引き続き「年金受給権者現況届」の提出が必要ですのご注意ください。

対象となるのは、12月生まれの方からです。

ただし、次の方は引き続き「年金受給権者現況届」の提出が必要です。

社会保険庁から11月上旬に送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が必要です。10月3日以降に本年初めて保険料を納付する方については、翌年2月に同様の証明書が送付されます。



◆問合わせ先  
住民課 保険年金担当  
電話番号 (5)7784 有線

◆問合わせ先  
住民課 保険年金担当  
電話番号 (5)7784 有線

医療機関に支払う自己負担の1か月の限度額が変わりました。（70歳以上の方は、広報ひの10月号に掲載）

◆問い合わせ先  
住民課 保険年金担当  
電話番号 (5)7784 有線